家畜衛生だより

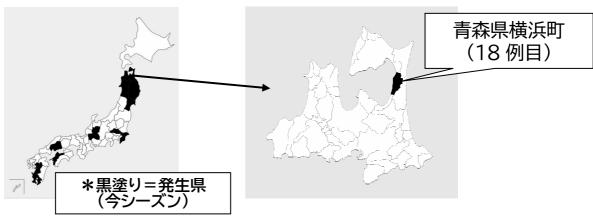
R4-1 R4年4月発行

置賜家畜保健衛生所 置賜家畜衛生指導協会

〒999-2232 南陽市三間通 444 TEL 0238-43-3217 FAX 0238-43-5249

青森県横浜町の肉用鶏農場で 高病原性鳥インフルエンザの疑い

青森県横浜町の肉用鶏(ブロイラー)農場で、高病原性鳥インフルエンザの疑い事例が確認されました。遺伝子検査で陽性が確認されれば、国内では<u>今シーズン18例目</u>となります。



確認日:令和4年4月7日

確認地域:青森県横浜町(肉用鶏(ブロイラー)農場 約17万羽飼養)

経 緯:4月7日、死亡羽数が増加している旨の通報が県に入り、県は当該農場

へ移動の自粛を要請するとともに農場を立入検査。同日、鳥インフルエンザの簡易検査を実施した 13 羽中9羽で、陽性であることが判明。8

日、遺伝子検査を実施中。

対応方針:遺伝子検査で陽性が確認されれば、「高病原性鳥インフルエンザ及び低

病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、 飼養鶏の殺処分・焼埋却、移動制限(発生農場から半径3kmの範囲)、 搬出制限(発生農場から半径10kmの範囲)等の防疫措置を実施。

農場にウイルスを侵入させないために予防対策を徹底しましょう

- 1. <mark>野鳥</mark>は感染源として最重要視されますので、鶏舎内や給水源への侵入を防いで下さい。
- 2. 関係者以外をむやみに農場、鶏舎に立入らせないようにして下さい。
- 3. 出入車両、器具・機材、長靴・衣服などの<mark>消毒を徹底</mark>し、ウイルスの侵入を防ぎましょう。一般的に用いられている消毒剤で十分な効果があります。
- 4. ネズミや衛生害虫の駆除を徹底して下さい。
- 5. 一日一回は飼っている鳥を観察しましょう。

<u>飼養鶏等に異常があった場合は家畜保健衛生所に早期通報願います!!</u>

0238-43-3217 または 080-1840-0705

※上記いずれの電話番号でも 24 時間対応しています